



市 章

# 大津市公報

平 成 26 年 2 月 17 日  
号 外 ( 第 4 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 条 例

1	大津市議会会議条例.....	1
2	大津市議会傍聴条例.....	7
3	大津市議会委員会条例.....	8
4	大津市議会委員会等傍聴条例.....	12

## 条 例

大津市議会会議条例を公布する。

平成26年 2月17日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第 1 号

大津市議会会議条例

#### 目次

第 1 章	総則 (第 1 条 第 6 条)
第 2 章	議案及び動議 (第 7 条 第 12 条)
第 3 章	選挙 (第 13 条・第 14 条)
第 4 章	議事 (第 15 条 第 22 条)
第 5 章	発言 (第 23 条 第 33 条)
第 6 章	表決 (第 34 条 第 37 条)
第 7 章	決議 (第 38 条)
第 8 章	請願 (第 39 条 第 46 条)
第 9 章	秘密会 (第 47 条・第 48 条)
第 10 章	資格の決定 (第 49 条 第 51 条)
第 11 章	規律 (第 52 条 第 56 条)
第 12 章	懲罰 (第 57 条 第 62 条)
第 13 章	公聴会及び参考人 (第 63 条 第 69 条)
第 14 章	協議又は調整を行うための場 (第 70 条)
第 15 章	議員の派遣 (第 71 条)
第 16 章	補則 (第 72 条)

#### 附則

##### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この条例は、地方自治の本旨に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第120条に規定する会議規則の内容を条例において定めることにより、議会に関する市民の権利を保障し、市民に開かれた議会の運営を図ることを目的とする。

(会期)

**第 2 条** 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

**第 3 条** 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

**第 4 条** 会議に付された事件の議事が全て終了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

**第 5 条** 議会の開閉は、議長が宣告する。

( 休会 )

**第 6 条** 大津市の休日を定める条例(平成元年条例第 67 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日は、休会とする。

2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決により休会することができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 議長は、法第 114 条第 1 項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

## 第 2 章 議案及び動議

( 議案の提出 )

**第 7 条** 議員は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付し、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

( 一事不再議 )

**第 8 条** 議会で議決された事件については、同一の審議期間(議案等を上程し、審議し、議決に至る一連の本会議の期間をいう。以下同じ。)中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときはこの限りでない。

( 動議成立に必要な賛成者の数 )

**第 9 条** 動議は、法又はこの条例において特別の定めがある場合を除くほか、他の 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

( 修正の動議 )

**第 10 条** 修正の動議は、その案を備え、法第 115 条の 3 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連署し、議長に提出しなければならない。

( 先決動議の表決順序 )

**第 11 条** 議長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を決める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決定する。

( 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回 )

**第 12 条** 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前の事件の撤回又は訂正及び動議の撤回は、議長の許可を得てこれを行うことができる。

2 前項の規定による承認又は許可を得ようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

## 第 3 章 選挙

( 選挙の宣告 )

**第 13 条** 議長は、議会において選挙を行うときは、その旨を宣告する。

( 不在議員 )

**第 14 条** 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

## 第 4 章 議事

( 議題の宣告 )

**第 15 条** 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

( 一括議題 )

**第 16 条** 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決定する。

( 議案等の説明、質疑及び委員会付託 )

**第 17 条** 会議に付する事件は、第 40 条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

( 委員長の報告等に対する質疑 )

**第 18 条** 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

( 議決事件の字句及び数字等の整理 )

**第19条** 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

**第20条** 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限内に審査又は調査を終了しなかったときは、その事件は、委員会に付託した通常の審議順序にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

**第21条** 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

(再付託)

**第22条** 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

## 第5章 発言

(議長の発言及び討論)

**第23条** 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終了した後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

**第24条** 発言は、全て簡明にするものとし、議題に関係のない、又はその範囲を超える発言をしてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(発言時間の制限)

**第25条** 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長は、前項の時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決定する。

(議事進行に関する発言)

**第26条** 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議長は、議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

**第27条** 延会、中止又は休憩のため発言が終了しなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、質問又は討論の省略又は終結)

**第28条** 議長は、質疑、質問又は討論(以下「質疑等」という。)が終了したときは、その終結を宣告する。

2 議員は、質疑等が続出して容易に終結しないときは、質疑等終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑等省略の動議を提出することができる。

4 議長は、質疑等終結の動議又は質疑等省略の動議については、討論を用いなくて会議に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言制限)

**第29条** 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言並びに議長が特に必要があると認める発言は、この限りでない。

(質疑)

**第30条** 議員は、議長が定める事項について、質疑をすることができる。

(一般質問)

**第31条** 議員は、市の一般事務について、一般質問をすることができる。

(代表質問)

**第32条** 3人以上の議員で構成する会派(政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、議長に結成の届出をした1人以上で構成するものをいう。)に属する議員は、市の施政方針について、その会派を代表して代表質問をすることができる。

2 前項の代表質問は、議長が定める本会議において、1会派につき1人行うことができる。

(緊急質問等)

**第33条** 議員は、質問(質疑並びに一般質問及び代表質問をいう。以下この条において同じ。)が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、通常の発言通告の方法にかかわらず、議会の同意を得て

質問することができる。

- 2 議長は、前項の同意について討論を用いないで会議に諮らなければならない。
- 3 議長は、第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

#### 第6章 表決

(表決問題の宣告)

**第34条** 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

**第35条** 表決宣言の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

**第36条** 表決には、条件を付けることができない。

(表決の訂正)

**第37条** 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

#### 第7章 決議

(決議)

**第38条** 議会は、議会としての意思を対外的に発信する必要があると認めるときは、これを決議として行うことができる。

#### 第8章 請願

(請願書の記載事項等)

**第39条** 法第124条に規定する請願書(以下「請願書」という。)には、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び担当所属の電話番号)を日本語で記載し、請願者(法人にあっては、代表者)が署名又は記名押印をしなければならない。

- 2 請願を紹介する議員(以下「紹介議員」という。)は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

- 3 請願書の提出は、請願者により平穩に行われなければならない。

(請願の委員会付託)

**第40条** 議長は、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会又は議会運営委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の訂正又は取下げ)

**第41条** 請願者が請願の訂正又は取下げ(以下「訂正等」という。)をしようとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の承認を得て、行うことができる。

- 2 請願者は、前項の訂正等をしようとする場合においては、あらかじめ紹介議員の同意を得なければならない。

(紹介の取消し)

**第42条** 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の承認を得て、取り消すことができる。

- 2 紹介議員は、前項の取消しをしようとする場合においては、あらかじめ請願者に対して説明をしなければならない。

(紹介議員のない請願の取扱い)

**第43条** 会議の議題となった後に、紹介議員の死亡若しくは辞職又は紹介議員の取消しにより、紹介議員がいなくなった場合の請願は、引き続き請願として取り扱う。

(請願のみなし採択等)

**第44条** 議長は、同一の審議期間中において、既に同じ趣旨、同じ目的の議案又は請願が議決されている場合においては、当該議決をもって請願の採択又は不採択とみなして処理することができる。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

**第45条** 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求しなければならない。

(陳情書等の処理)

**第46条** 議長は、陳情書又はこれに類するものが提出されたときは、その内容を確認し、その写しを議員に配布する。

#### 第9章 秘密会

(指定者以外の者の退場)

**第47条** 議長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

**第48条** 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

#### 第10章 資格の決定

(資格決定の要求)

**第49条** 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定の該当の有無について、議会の決定を求める議員は、その理由を記載した要求書を、証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

**第50条** 議会は、前条の要求については、第17条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

**第51条** 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

#### 第11章 規律

(品位の尊重)

**第52条** 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

**第53条** 議場に入る者は、携帯品により会議を妨げ、又は会議中に不必要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(新聞等の閲読禁止)

**第54条** 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(議場内における印刷物等の配布又は持込みの許可)

**第55条** 議場内において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むときは、議長の許可を受けなければならない。

(議長の秩序保持権)

**第56条** 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

#### 第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

**第57条** 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

**第58条** 議会は、懲罰について、第17条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

**第59条** 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

**第60条** 出席停止の期間は、7日を超えることができない。ただし、複数の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

**第61条** 出席を停止された者が、その期間内に議会の会議に出席したときは、議長は直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

**第62条** 議長は、議会が懲罰の議決をしたときは、公開の議場において宣告する。

#### 第13章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

**第63条** 議長は、会議において公聴会を開く必要があると認めるときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

**第64条** 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

**第65条** 議長は、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)を、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から決定し、その旨を本人に通知する。

2 議長は、前条の規定により申し出た者の中に、当該案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

**第66条** 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の発言が前項の範囲を超えるとき又は公述人に不穏当な言動があるときは、公述人の発言を制止し、又は公述人を退席させることができる。

(議員及び公述人の質疑)

**第67条** 議員は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人は、議員に対して質疑を行うことができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

**第68条** 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

**第69条** 議長は、会議において必要があると認めるときは、参考人の出席を求めることができる。

2 議長は、前項の場合において参考人に対し、日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

#### 第14章 協議又は調整を行うための場

(協議等の場)

**第70条** 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、公務としての協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の傍聴に関し必要な事項は、別に条例で定める。

5 第1項及び第2項に定める協議等の場以外の任意の協議等の場については、議長が別に定める。

#### 第15章 議員の派遣

(議員の派遣)

**第71条** 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

#### 第16章 補則

(その他)

**第72条** この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**別表**(第70条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会活動又は市政に係る重要事項に関する協議又は調整	全議員	議長
議会広報編集委員会	市議会広報紙の編集、発行に関する協議	議会運営委員会委員	議会広報編集委員会委員長(最初に開かれる議会広報編集委員会にあっては、議会運営委員会委員長)

大津市議会傍聴条例を公布する。

平成26年2月17日

大津市長 越 直 美

## 大津市条例第2号

大津市議会傍聴条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項に規定する会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものとする。

(傍聴席の区分)

**第2条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし、議長が特に必要と認めるときは、特別席を設けることができる。

(傍聴の手続)

**第3条** 議長は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

2 議長は、特に必要があると認められるときは、傍聴人に対し、傍聴記録簿への住所及び氏名の記入並びに身分証明書の提示を求めることができる。

(傍聴券の発行)

**第4条** 議長は、必要があると認めるときは、一般席の傍聴券を発行して、その人員を制限することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

**第5条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

鉢巻き、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

垂れ幕、ポスター、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第8条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

酒気を帯びていると認められる者

前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者(教職員及び学校関係者をいう。)の同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

**第7条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

飲食又は喫煙をしないこと。

みだりに席を離れないこと。

携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

**第8条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により、議長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章等を、傍聴席において常に着用しなければならない。
- (傍聴人の退場)
- 第 9 条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- (係員の指示)
- 第 10 条** 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。
- (違反に対する措置)
- 第 11 条** 議長は、法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの条例に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- (その他)
- 第 12 条** この条例に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 附 則**
- この条例は、公布の日から施行する。

-----

大津市議会委員会条例を公布する。

平成 26 年 2 月 17 日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第 3 号

大津市議会委員会条例

大津市議会委員会条例(昭和 31 年条例第 16 号)の全部を改正する。

(委員会の設置)

- 第 1 条** 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。
- 2 議会に必要がある場合は、議会の議決で特別委員会を置くことができる。
- (常任委員会の名称等)
- 第 2 条** 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
- 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
- 総務常任委員会 10 人
- ア 政策調整部の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 市民病院の所管に属する事項
- エ 介護老人保健施設ケアセンターおおつの所管に属する事項
- オ 消防局の所管に属する事項
- カ 出納室の所管に属する事項
- キ 議会、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項
- ク 他の常任委員会の所管に属しない事項
- 教育厚生常任委員会 10 人
- ア 福祉子ども部の所管に属する事項
- イ 健康保険部の所管に属する事項
- ウ 教育委員会の所管に属する事項
- 生活産業常任委員会 9 人
- ア 市民部の所管に属する事項
- イ 産業観光部の所管に属する事項
- ウ 環境部の所管に属する事項
- エ 農業委員会の所管に属する事項
- 施設常任委員会 9 人
- ア 都市計画部の所管に属する事項
- イ 建設部の所管に属する事項
- ウ 企業局の所管に属する事項
- 予算決算常任委員会 37 人
- ア 予算に関する事項
- イ 決算に関する事項
- 3 常任委員の任期は、1 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。



4 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の定数等)

**第3条** 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。

2 前項の委員の任期については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(特別委員会の定数等)

**第4条** 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

2 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

**第5条** 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長の指名により会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長の指名により選任する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条第5項の例による。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第2項第5号の予算決算常任委員会の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)

**第7条** 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の職務権限)

**第8条** 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

**第9条** 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

**第10条** 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

**第11条** 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

**第12条** 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

**第13条** 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ委員会の会議(以下「会議」という。)を開くことができない。ただし、第40条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(会議中の委員会の禁止)

**第14条** 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

(議題の宣告)

**第15条** 委員長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

**第16条** 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

(閉会中の継続審査)

**第17条** 委員長は、委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(期限の延期)

**第18条** 委員会は、期限付きの付託事件について、特に必要があるときは、議会に期限の延期を求めることができる。

( 中間報告 )

**第19条** 委員会は、審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、議会に中間報告をすることができる。

( 議決事件の字句及び数字等の整理等 )

**第20条** 委員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、委員長に委任することができる。

( 議案の提出 )

**第21条** 委員会は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付し、当該委員会の委員長が議長に提出しなければならない。

( 委員の議案修正 )

**第22条** 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ委員長にその案を提出しなければならない。

( 先決動議の表決順序 )

**第23条** 委員長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

( 委員の発言等 )

**第24条** 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

2 前項の委員の発言は、全て簡明にするものとし、議題に関係のない、又はその範囲を超える発言をしてはならない。

3 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

( 発言時間の制限 )

**第25条** 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長は、前項の時間の制限について、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

( 委員外議員の発言 )

**第26条** 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員でない議員は、委員会の審査又は調査中の事件について、発言の申出を行うことができる。

3 委員長は、前項の申出があった場合には、委員会に諮ってその許否を決定する。この場合において、委員長は、当該申出を行った議員に対して、申出の概要の説明を求めることができる。

( 質疑又は討論の終結 )

**第27条** 委員長は、質疑又は討論が終了したときは、その終結を宣告する。

2 委員は、質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 委員長は、質疑又は討論終結の動議については、討論を用いないで会議に諮って決定する。

( 少数意見の留保 )

**第28条** 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者が、その意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

( 表決 )

**第29条** 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、前項の場合においては、委員として議決に加わることができない。

( 表決問題の宣言 )

**第30条** 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

( 不在委員 )

**第31条** 表決宣言の際、委員会室又は委員長が定める場所 ( 以下「委員会室等」という。 ) にいない委員は、表決に加わることができない。

( 条件の禁止 )

**第32条** 表決には、条件を付けることができない。

( 分科会又は小委員会 )

**第33条** 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

( 連合審査会 )

**第34条** 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

( 紹介議員の委員会出席 )

**第35条** 委員会は、請願審査のため必要があると認めるときは、当該請願に係る紹介議員の説明を求めることができる。

( 請願の審査報告 )

**第36条** 委員会は、請願審査の結果について、次の区分により、議長に報告しなければならない。

採択すべきもの

不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付することができる。

3 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの、並びにその処理の経過及び効果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を審査結果に付記しなければならない。

( 証人出頭又は記録提出の要求 )

**第37条** 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

( 所管事務の調査 )

**第38条** 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会は、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

( 委員の派遣 )

**第39条** 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

( 委員長及び委員の除斥 )

**第40条** 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

( 委員会の公開等 )

**第41条** 委員会は、これを公開する。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、別に条例で定める。

( 秘密会 )

**第42条** 委員会は、前条第1項の規定にかかわらず、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員長は、委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決定する。

( 指定者以外の者の退場 )

**第43条** 委員長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者に委員会室等の外に退去を求めるものとする。

2 前項の規定により、委員長から退去を求められた者は、速やかに委員会室等の外に退去しなければならない。

( 秘密の保持 )

**第44条** 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

( 議事妨害の禁止 )

**第45条** 委員会室等に入る者は、携帯品により会議を妨げ、又は会議中は不必要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

( 秩序保持に関する措置等 )

**第46条** 委員長は、委員会において法、この条例又は大津市議会委員会規程に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

4 委員長は、議会の懲罰として出席を停止された者が、その期間内に委員会に出席したときは、直ちに退去を

命じなければならない。

(公聴会開催の手続)

**第47条** 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示しなければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

**第48条** 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

**第49条** 委員会は、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)を、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から決定し、議長を経て、本人に通知する。

2 委員長は、前条の規定により申し出た者の中に、当該案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

**第50条** 公述人は、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 委員長は、公述人の発言が前項の範囲を超えるとき又は公述人に不穏当な言動があるときは、公述人の発言を制止し、又は公述人を退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

**第51条** 委員は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人は、委員に対して質疑を行うことができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

**第52条** 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

**第53条** 委員会は、参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。

2 議長は、前項の場合において、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

(その他)

**第54条** この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の大津市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定により選任された常任委員、議会運営委員又は特別委員である者は、施行日に改正後の大津市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定により、それぞれ常任委員、議会運営委員又は特別委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、旧条例の規定により選任された日からそれぞれ起算するものとする。

3 施行日の前日において、旧条例第8条第1項に規定する常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長であった者は、施行日をもって、それぞれ新条例第6条第1項に規定する委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

-----  
大津市議会委員会等傍聴条例を公布する。

平成26年 2月17日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第4号

大津市議会委員会等傍聴条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)第70条第4項及び大津市議会委員会条例(平

成26年条例第3号)第41条第2項の規定に基づき、委員会、全員協議会及び議会広報編集委員会(以下「委員会等」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会等の傍聴)

**第2条** 傍聴人は、所定の傍聴席において、静粛に傍聴しなければならない。

(傍聴の手續)

**第3条** 委員長(委員会及び議会広報編集委員会の委員長並びに全員協議会の議長をいう。以下同じ。)は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員は、適宜傍聴することができる。

3 委員長は、特に必要があると認められるときは、傍聴人に対し、傍聴記録簿への住所及び氏名の記入並びに身分証明書の提示を求めることができる。

(傍聴券の発行)

**第4条** 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行して、その人員を制限することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日の委員会等に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

鉢巻き、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

垂れ幕、ポスター、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者

ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第7条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。

酒気を帯びていると認められる者

前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者(教職員及び学校関係者をいう。)の同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

**第6条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

飲食又は喫煙をしないこと。

みだりに席を離れないこと。

携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

前各号に定めるもののほか、委員会室又は会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

**第7条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、委員長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章等を、傍聴席において常に着用しなければならない。

(傍聴人の退場)

**第8条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第9条** 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第10条** 委員長は、傍聴人がこの条例に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

**第11条** この条例に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。